

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 8 月 18 日

名古屋地方裁判所民事第 2 部

裁判所書記官 佐 野 聡 美

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 9 月 2 日から 令和 8 年 9 月 9 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 9 月 16 日 午前 9 時 30 分 場 所 名古屋地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 10 月 7 日 午前 9 時 50 分 場 所 名古屋地方裁判所民事第 2 部
特別売却 実施期間	令和 8 年 9 月 24 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 9 月 24 日 午後 4 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 8 月 18 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	21,500,000 17,200,000	一括	4,300,000	230,003	55,409
1	6,790,000				
2	14,710,000				
備考					



物 件 目 録

1 所 在 名古屋市天白区島田四丁目
 地 番 2209 番
 地 目 宅地
 地 積 278.00 平方メートル

2 所 在 名古屋市天白区島田四丁目 2209 番地
 家屋 番号 2209 番
 種 類 事務所
 構 造 木造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建
 床 面 積 1 階 56.00 平方メートル
 2 階 40.00 平方メートル

(未登記附属建物)

種 類 物置
 構 造 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建
 床 面 積 約 14.02 平方メートル



物 件 明 細 書

令和 8年 7月21日

名古屋地方裁判所民事第2部

裁判所書記官 佐 野 聡 美

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

売却対象外の土地(地番2210番)を通行のため利用している。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません(訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります。)
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。



- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

1 所 在 名古屋市天白区島田四丁目
地 番 2209番
地 目 宅地
地 積 278.00平方メートル

2 所 在 名古屋市天白区島田四丁目 2209番地
家屋 番号 2209番
種 類 事務所
構 造 木造合金メッキ鋼板ぶき2階建
床 面 積 1階 56.00平方メートル
2階 40.00平方メートル

(未登記附属建物)

種 類 物置
構 造 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建
床 面 積 約 14.02平方メートル



令和 8 年(ケ)第 50 号

令和 8 年 3 月 27 日受理

令和 8 年 5 月 7 日提出

現 況 調 査 報 告 書

名古屋地方裁判所

執行官 成 田 慎 一

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 名古屋市天白区島田四丁目 |
| | 地 番 | 2209番 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 278.00平方メートル |
| 2 | 所 在 | 名古屋市天白区島田四丁目 2209番地 |
| | 家屋 番号 | 2209番 |
| | 種 類 | 事務所 |
| | 構 造 | 木造合金メッキ鋼板ぶき2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 56.00平方メートル
2階 40.00平方メートル |

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	(住居表示未実施)		
土地	物件1		
現況地目	☒ 宅地(物件 1) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ (物件)		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図(概略)のとおり		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者(特別代理人) ☐ その他の者 上記の者が, 下記建物の敷地である本土地を, 業務の一環として管理し, 占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
その他の事項	①本土地の南西側隣地(2214)は, 墓地となっている。 ②物置は, 南東側隣地(2210)に一部越境している。		
建物	物件2		
種類, 構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる(☐ 主である建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:		
物件目録にない附属建物	☐ ない ☒ ある $\left\{ \begin{array}{l} \text{種類: 物置} \\ \text{構造: 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建} \\ \text{床面積: 14.02平方メートル} \end{array} \right.$		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者(特別代理人) ☐ その他の者 上記の者が, 本建物を, 業務の一環として管理し, 占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
その他の事項	本建物1階の南東側には, デッキが設置されている。		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある $\left[\begin{array}{l} \text{地方裁判所} \quad \text{支部} \quad \text{令和} \quad \text{年()第} \quad \text{号} \\ \text{保管開始日} \quad \text{令和} \quad \text{年} \quad \text{月} \quad \text{日} \end{array} \right.$		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図(概略)のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は, 「☒」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ (株) エスコト社 (物件 1 土地及び同 2 建物所有者) 特別代理人	物件 2 建物の鍵は、私が預かっています。 物件 2 建物は、オール電化住宅です。 物件 2 建物は、昨年 2 月ころまでは展示場として使っていました。 物件 2 建物に特に不具合な所はありません。 敷地内には駐車場が設けられていますが、現在、駐車場を使用している人はいません。 南東側隣地 (2210) は、(株) エスコト社が所有していた土地です。 物件 1 土地と南東側隣地は一体で使っていたので、物件 1 土地から北東側道路に出るのには南東側隣地を通過していました。 物件 2 建物の水道管は、南東側隣地を通過していると思います。 この付近は、交通量が多いので、騒音は少しあると思います。冠水はないと思います。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

- 1 物件1土地は、同2建物の敷地として使用されている。
- 2 物件2建物は、平成28年10月新築の木造合金メッキ鋼板ぶき2階建の事務所である。
物件2建物の北東側には未登記の物置があるが、所有者の同一性、位置及び用途等から、同2建物の未登記附属建物と認めた（固定資産税等の課税もされている。）。
物件2建物に目立った傷や汚れはなく、同建物の保存状態は経年に比べて良い方と思われた。
- 3 物件1土地付近に存した杭の状況、付近に設置されたブロック塀の状況、隣地や道路との位置関係及び概測の結果等から、同土地の形状については、土地建物位置関係図（概略）のとおりのものと認めた。
なお、物置（動産。位置は、土地建物位置関係図（概略）参照）は、南東側隣地（2210）に少々越境している（約1.28平方メートル）。
- 4 物件1土地と南東側隣地は所有者が同じで、両土地は一体で使用されていたものであるため、同1土地は、南東側隣地を通り北東側道路へは主に出入りしている。
物件1土地北東側（道路側）には塀が設けられていて、同1土地が北東側道路と接面しているのは同塀の専有する部分を除けば1メートル程度しかないことから、現状、自動車は南東側隣地を通らなければ、同1土地には出入りできない。
また、南東側隣地と一体で使われていた経緯等から、物件1土地の水道管等の管は、南東側隣地内を通っている可能性が高いと考えられる。
- 5 物件1土地にかかる法令上の制限や土壌汚染の有無の可能性については、評価人の評価書参照
- 6 本件特別代理人（（株）エスコ社破産管財人）の陳述並びに物件2建物内の状況等から、同建物（事務所）は、現在、同人が業務の一環として管理し、占有しているものと認めた。
- 7 その他の本件調査結果は、本報告書2～3枚目のとおりである。

以 上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
R8年3月31日 (火) 11:00-11:15	物件所在地	現地確認, 写真撮影 (外観)
R8年3月31 (火) 15:30-15:40	電 話	特別代理人から聴取及び同人に対し立入調査期日告知
R8年3月31日 (火) 16:00-16:10	名古屋法務局	公図及び建物図面各取り寄せ
R8年4月16日 (木) 10:00-10:40	物件所在地	物件1土地及び同2建物の立入調査, 写真撮影, 特別代理人から聴取, 評価人同行

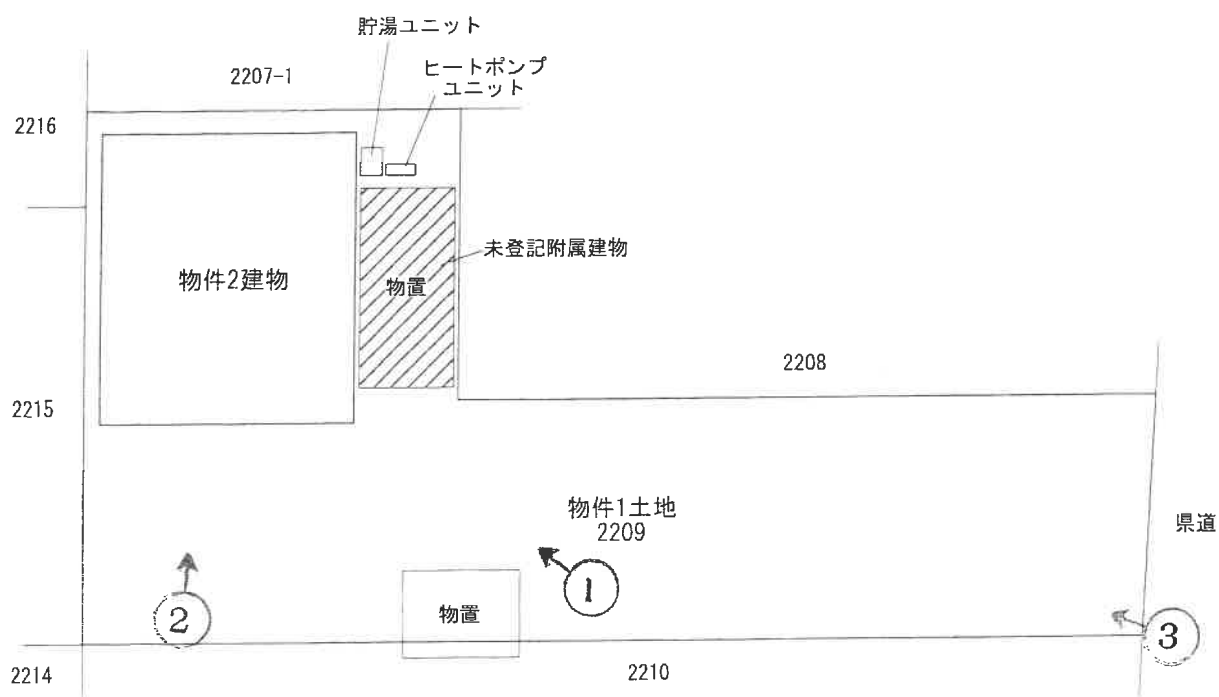
(特記事項)

☐ 令和 年 月 日
対象物件が施錠されている場合に備えて, 解錠業者を同行して臨場した。

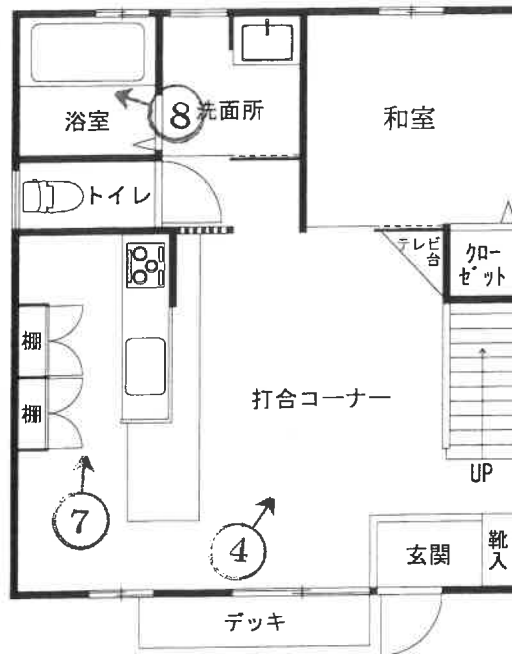
☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

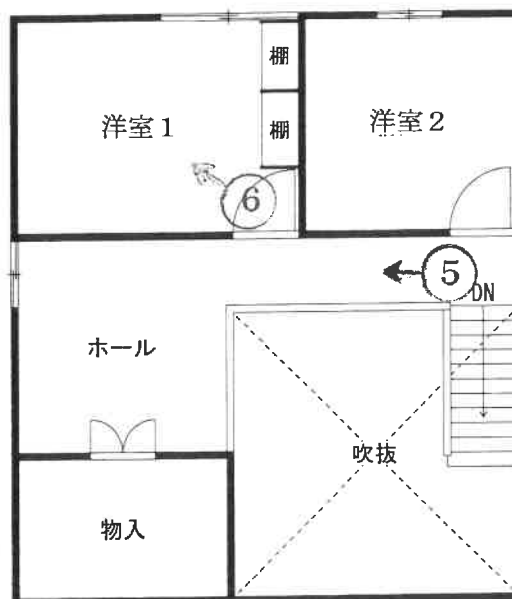
土地建物位置関係図（概略）



間取図（概略）



1 階



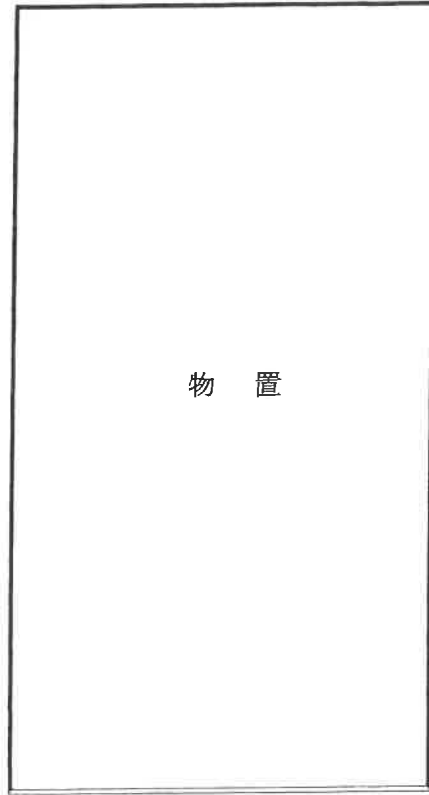
2 階

写真撮影方向を矢印で示す
○内写真番号

間取図（概略）



未登記附属建物



物 置

シャッター

①

物件1土地及び同2建物

(東方より撮影)

物置

未登記附属建物



②

同 上

(南東より撮影)



③

物件1土地及び同2建物

(東方より撮影)

物置

未登記附属建物



南東側隣地 (2210)

④

打合コーナー



(10枚目)

⑤

2 階廊下の状況



⑥

洋室 1



⑦

キッチン



⑧

浴室



令和8年（ケ）第 50 号
令和8年 4月 2日 受 理
令和8年 4月 16日 現 地 調 査
令和8年 4月 24日 評 価

名古屋地方裁判所民事第二部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
成田 晃浩

第1 評価額

一括価格			
金 21,500,000 円			
内訳価格			
物件1(土地)	金	6,790,000	円
物件2(建物)	金	14,710,000	円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、競売の目的物の種類又は品質に関する不適合については担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	名古屋市天白区島田四丁目 2209番 宅地 278.00平方メートル	同左
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	名古屋市天白区島田四丁目 2209番地 2209番 事務所 木造合金メッキ鋼板ぶき2階建 1階 56.00平方メートル 2階 40.00平方メートル	特記事項記載のと おり
番号	特 記 事 項		
2	※ 登記簿上は事務所であるが、現況は住宅仕様の設備を備えた建物（住宅展示場）である。 ※ 下記の未登記附属建物が存する。 種 類 物置 構 造 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建 床 面 積 約14.02平方メートル		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	名古屋市営地下鉄鶴舞線「植田」駅 南西方 道路距離約1.9km 名古屋市営バス 天白中学校前停 北西方 道路距離約70m (附属資料「位置図」参照)	
付 近 の 状 況	幹線道路沿いに一般住宅、店舗、クリニック、共同住宅等が建ち並ぶ地域である。	
主な公法上の規制等(道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化区域 準住居地域 60% 300% 準防火地域 45m高度地区、緑化地域、居住誘導区域内、都市機能誘導区域外、宅地造成等工事規制区域
画 地 条 件	地積 278.00m ² 間口 約6.6m、 奥行 約29.4m 形状 不整形	
接面道路の状況	※ 北東側幅員約20.5mの舗装県道（建築基準法42条1項1号の道路）に等高にて接面している。 ※ 名古屋市天白土木事務所で確認したところ、目的物件が接する当該県道の歩道には乗入れ施設がないため、その新設に伴い道路工事を行う場合、同事務所の承認を要する。また、交差点に近接していることから、当該承認に先立ち、所轄警察署と事前調整のうえ、同警察署の道路使用許可を受ける必要がある。 ※ 同事務所への確認によれば、当該県道の歩道には、歩行者用安全柵（ガードレール）及び道路案内標識（交差点名標識）が設置されているが、これらの撤去又は移設は原因者の費用負担により可能であり、その工事についても同事務所の承認を要する。	
土 地 の 利 用 状 況 等	物件1土地は、物件2建物の敷地として利用されている。	

供給処理施設 (敷地内引込の有無を基準としている)	上水道 引込可 (特記事項参照) ガス配管 引込可 (特記事項参照) 下水道 引込可 (特記事項参照)
土 壌 汚 染 の 可 能 性 の 調 査	過去の住宅地図 (昭和45年) の地歴によれば、未利用地であったと推定される。また、有害物質使用特定施設の届出はなく、周辺の使用状況等からも土壌汚染が存在することを示す端緒は発見されなかった。土壌汚染の有無を厳密に判定するには、別途、専門機関による土壌汚染状況調査等を実施することが必要である。
特 記 事 項	※ 周知の埋蔵文化財包蔵地の指定はない。 ※ 上水道及び下水道については、名古屋市上下水道局南部営業センターで確認したところ、前面道路に本管が埋設されているものの、目的物件への引き込みはなされていない。なお、引き込みは可能である。 ※ 破産管財人の陳述によれば、物件1土地の上水道は南東側隣地 (2210番) に引き込まれた管から分岐して給水している旨、破産者から説明を受けているとのことであるが、当該内容については事実関係の確認ができないため、詳細は不明である。 ※ ガス配管については、東邦ガスネットワーク株式会社に確認したところ、前面道路に本管が埋設されているものの、目的物件への引き込みはなされていない。なお、引き込みは可能である。 ※ 目的物件の南東付近に設置されている物置の一部が、南東側隣地 (2210番) に越境している可能性がある。 ※ 物件2建物の北東側には、エコキュートのヒートポンプユニット及び貯湯ユニットが設置されている。 ※ 目的物件の南西隣地 (2214番) は、比較的規模の大きい墓地となっている。 ※ 浸水実績図によれば、平成21年10月 (台風18号) において、接面する県道の一部で冠水が発生した記録がある。

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び 経済的残存耐用 年数	建築年月日（登記記載） 平成28年10月28日新築 経過年数 約 9年 経済的残存耐用年数 約 16年
仕 様	構 造 木造2階建 屋 根 合金メッキ鋼板ぶき 外 壁 不燃サイディング等 内 壁 ビニールクロス、キッチンパネル等 天 井 ビニールクロス等 床 板張、畳、タイル貼等 設 備 電気、給排水設備等 そ の 他 エコキュート、オール電化
床面積（現況）	「第3 目的物件」の表示のとおり。
現況用途等	現況用途 事務所（特記事項参照） 間 取 り 附属資料「建物間取図（概略）」参照
品 等	普通
保守管理の状態	普通
建物の利用状況	「現況調査報告書の記載のとおり」
特記事項	※ 物件2建物には給排水設備が備わっているが、前記「1 土地の概況及び利用状況等（物件1）特記事項」に記載のとおり、目的物件には上水道及び下水道の本管からの引き込みは認められない。南東側隣地（2210番）を経由して本管に接続している可能性があるものの詳細は不明であり、当該経路による継続的利用は困難である。したがって、上水道及び下水道を継続して使用するためには、本管への新規接続及び給排水管等を敷設する必要がある。

※ 物件 2 建物は、登記簿上及び建築確認上は事務所であるが、現況は住宅展示場（モデルハウス）として利用され、内部は住宅仕様の設備を備えている。住宅としての適法使用の可否については、採光・換気・避難計画等の適合性の確認を要するため、現時点では住宅利用の可能性は認められるものの、法令適合性については留保される。是正工事を要する場合には、その費用負担を考慮する必要がある。

※ 打ち合わせコーナーの天井は大きな吹抜けとなっており、スケルトン階段及び 2 階の廊下・ホールにかけて、開放感のある空間が広がっている。

※ 床や柱、梁、階段等には、節を多く含む無垢材が使用されており、独特の風合いを醸している。

※ 未登記附属建物は、物件 2 建物の東側に隣接して存し、鋼製の既製ユニット式構造物で、車庫用規格の製品と推認されるが、現況では物置として木材や壁材の保管に利用されている。建築時期の詳細は不明であるが、固定資産税（家屋）評価額等証明書によれば平成 28 年建築とされており、現況からも概ね同時期の建築と推定される。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格(物件1)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡)	個別 格差	地積 (㎡)	建付 減価	建付地価格 (円)
	ア	イ	ウ	エ	ア×イ×ウ×エ
1	170,000	0.60	278.00	0.95	26,940,000

計算結果の数値は万円未満を四捨五入する端数処理を行った。(以下同じ)

ア 標準画地価格(公示価格等からの規準)

地価公示 名古屋天白5-5

公示価格 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $175,000 \text{ 円/㎡} \times 101.0 / 100 \times 100 / 100 \times 100 / 104 = 170,000 \text{ 円/㎡}$
 (上三桁未満四捨五入)

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：補正すべき格差なし。

◇地域格差：交通、環境条件格差等を考慮。

イ 個別格差：街路の接道状況0.90×間口・奥行の関係0.94×形状0.80×給排水管の状況0.90
 ×越境0.99=0.60

ウ 地積：登記数量による。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

(2) 建物価格(物件2)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に
 比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現
 価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡)	現況延床面積 (㎡)	現価率	建物価格 (円)
	ア	イ	ウ	ア×イ×ウ
2	215,000	96.00	0.52	10,730,000
2 未登記 附属	99,000	14.02	0.52	720,000
				11,450,000

ウ 現価率：

・現価率＝〔残価率3%＋(1－残価率3%)×{経済的残存耐用年数16年／(経済的残存耐
 用年数16年＋経過年数9年)}〕×(1－観察減価等20%)＝0.52

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	26,940,000	0.55	法定地上権	14,820,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を55%と査定した。

(2) 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる 価格 (円) ア	土地利用権 等価格の控 除及び加算 (円) イ	占有減価 修正 (円) ウ	市場 性修 正 エ	競売 市場 修正 オ	評 価 額 (円) {(ア±イ)-ウ}×エ×オ
1	26,940,000	－ 14,820,000		0.70	0.8	6,790,000
2	11,450,000	＋ 14,820,000	0	0.70	0.8	14,710,000
一括価格（合計）						21,500,000

ウ 占有減価修正：必要なし。

エ 市場性修正：目的物件は墓地に隣接し、建物用途の特殊性や用途転用に係る法令適合性に不確実性を伴うことから汎用性に乏しく、一般市場において短期間での売却は困難と判断されるため、30%の減価を行った。

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

地価公示価格（名古屋天白5－5）

所 在：名古屋市天白区池場5丁目1103番

価 格：175,000円／㎡

位 置：名古屋市営地下鉄鶴舞線「植田」駅の南西方道路距離約1.5kmに
位置する

価 格 時 点：令和8年1月1日

地 積：510㎡

供給処理施設：水道・ガス・下水

接 面 街 路：北側25.0m県道に接面

用 途 指 定 等：近隣商業地域（建ぺい率80%：容積率300%）、準防火地域

地 域 の 概 要：低層店舗、共同住宅等が建ち並ぶ路線商業地域

第7 附属資料

- 1 位置図
- 2 付近案内図
- 3 公図写
- 4 建物図面・各階平面図写
- 5 土地建物配置図（概略）
- 6 建物間取図（概略）
- 7 現況写真

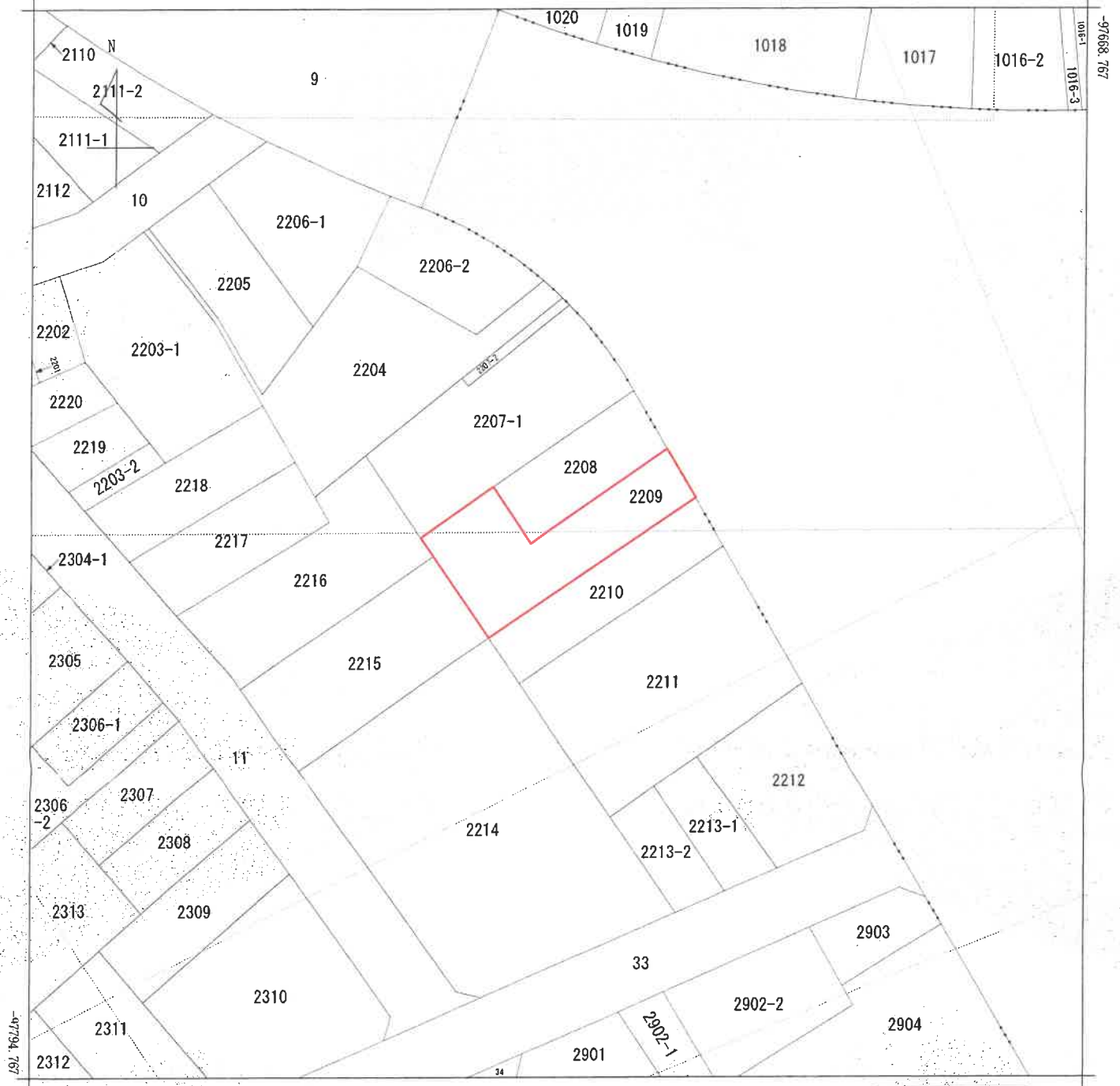
以 上

地理院地図

GSI Maps







-17289.770

(座標値種別：図上測定)

(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請 求 部 分	所 在 名古屋市天白区島田四丁目					地 番 2209番			
出 力 縮 尺	1/500	精 度 区 分	甲二	座 標 系 番 号 又 は 記 号	Ⅶ	分 類	地図に準ずる図面（街区成果B）	種 類	街区基本調査成果図
作 成 年 月 日	平成22年3月23日				備 付 年 月 日 (原図)	平成22年3月23日		補 記 事 項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年1月15日

名古屋法務局名東出張所
登記官請求番号：22-1
(1/1)

A 4 判に縮小

登記年月日：平成30年4月3日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和8年1月15日 名古屋法務局名東出張所

登記官

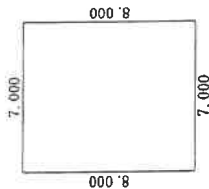
各階平面図

建物図面

家屋番号 2209番

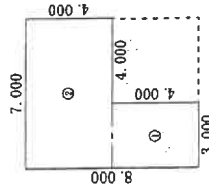
建物の所在 名古屋市天白区島田四丁目2209番地

1階



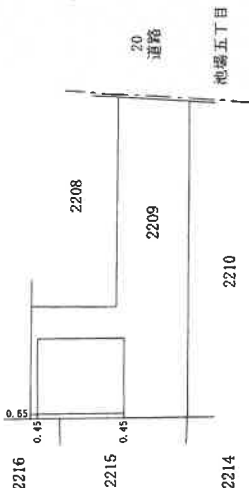
求積表		
	7.000×8.000	$=56.000000$
合計	56.000000	
床面積	56.00	m ²

2階



求積表		
①	3.000×4.000	$=12.000000$
②	7.000×4.000	$=28.000000$
合計	40.000000	
床面積	40.00	m ²

2207-1



作製者

申請人

縮尺

10月28日(作製)

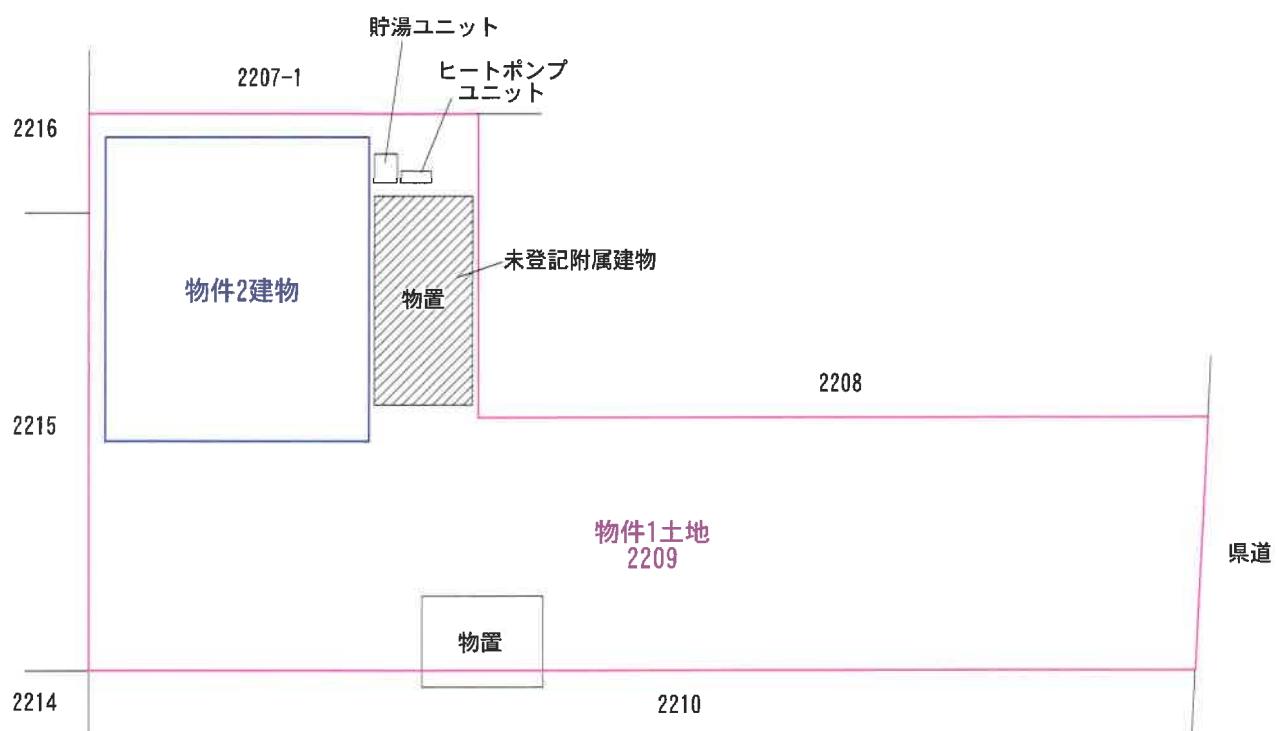
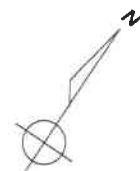
250

500

A4判に縮小

請求番号：22-2

土地建物配置図（概略）



建物間取図（概略）

